

春学期末試験の注意事項（不正行為について）

経済学部長
経済学科長
経営学科長

7月24日から春学期の定期試験が始まります。

試験に際しては、言うまでもなく不正行為は厳格な処罰の対象となります。

携帯電話やスマートフォンなどは電源を切って、必ず鞆等にしまってください。時計としての使用は認められていません。試験中に手に取っていた場合には、不正行為とみなされます。十分留意してください。不正行為は、上智大学学則第60条に基づく処分規程により退学、無期停学を含む厳しい処分がくだされます。

不正行為をした科目のみでなく、定期試験期間中に行われたその他の全ての筆記試験科目が不合格となります。処分が停学となった場合、その期間は修業年限に算入されず、4年間で卒業はできません。

十分に自覚して日頃の学習の成果を発揮してください。

以上